

青年前衛隊をあさ。組合青年前衛隊と合同して、地方青年前衛隊を組織し、更に此の代表一名に
ふることと附言ここおく。
より委員会にて同盟青年部を構成し、同盟青年部は、同盟執行委員会に直属された。
爾来組合同盟の会運動を亘じて、青年前衛隊の活動は國々ヨシの効果を挙げてゐる。之が心要と
独自の任務は今日に至るも、更に必要とされ又之が發展充実を計らへば急務とする。然るに青年
前衛隊の昨年における組織程度は一定の限界があり、前記の如き同盟青年部構成方針か、唯一のア
動的機関であつた。此の限界に於ては青年前衛隊活動と發展のため必要以上の柔軟的機動的關係
有り、かくて昨年度大会に對談され、限定された難處、即ち青年前衛隊の独立的活動を能動的
にしめ被るため必至なる兵の補修改正を取すを痛感した。但この之の補修改正を断行するに難
れ、組合同盟昨年度大会に於て決定する青年前衛隊の一貫せる方針と精神に於ては毫も変更なく、もろ

本講の内容

青年團衛隊組改正事項具備案
年月日同組之司理人
年月日同組之司理人

- (一) 青年前衛隊は眞は組合員並に同盟の主義無領主運動する青年前衛者として普及宣傳する。
(二) 青年前衛隊は組合青年前衛隊(各組合支部)と地方支部を支部単位と以此を規定されたる地方に合同にて 全国青年前衛隊を組織す。
以上 大会による決議概要を有す。

司文部 地方青年前衛隊、全国青年前衛隊 矢に大會による決議概要を記す

労働法制に関する特別委員会設置件

組合同盟本部提出

労働組合は常に労働階級の福利増進に忠実であるべきは勿論であるが、必ずしも安いことである。これが最も重要な事で未だは猶もされば所働者より福利増進にむする努力を奨励せんとする。次々はかゝる方面に今後一層の努力を必要とするであらう。本提案理由の主なるものは左の如し。
1. 今日労働法制の完成によつて労働者の福祉を増進する餘地が分あること。
2. がるに從来労働組合側より此の立場に属する研究は不充份にして統一なきこと。
3. 従来我が同盟にて、健康保険法改正、労働基準法規の改正、一慈法撤廃、失業保険法、最低賃金法等制